

# ～普通預金口座・貯蓄預金口座を新たに開設されるお客さまへ～ 「未利用口座管理手数料」について

広島信用金庫では、普通預金口座・貯蓄預金口座に対し、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を設定させていただきます。

今後ともより一層の金融サービスの充実に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 「未利用口座管理手数料」について

|                    |   |
|--------------------|---|
| 対象となる口座<br>(未利用口座) | 最後のお預け入れまたは払戻し（当該口座の利息入金および未利用口座管理手数料の引落しを除きます）から2年間、お預け入れまたは払戻しがない普通預金口座・貯蓄預金口座が未利用口座管理手数料の対象となります。<br><br>〈以下の場合は未利用口座管理手数料の対象となりません〉 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 該当の口座の残高が1万円以上ある場合</li><li>・ お預かり金融資産（定期性預金、外貨預金、投資信託等）がある場合</li><li>・ お借入がある場合</li></ul> ※顧客番号ごとに対象取引内容を確認いたします。 |
| 手数料について            | 年間 1,320円（税込）<br>未利用口座管理手数料は、お客さまの口座が未利用口座となった場合に、文書にてお届けのご住所にご案内させていただきます。ご案内を差し上げてから一定期間経過後（約3ヶ月）もお取引がない場合に当該口座から本手数料を引落しいたします。<br>送付したご案内が届かなかった場合には通常到着すべき時に到着したものとみなしてお取扱いいたします。   |
| 口座の自動解約<br>について    | 手数料引落しの際に口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部とさせていただき、当該口座を自動的に解約いたします。なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用は応じかねますので予めご了承ください。  |

ご不明な点は、営業店窓口までお問い合わせください。

以上